

令和7年1月改定

## 学校生活の基本的な約束



この約束は教育目標に照らし合わせ、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律であり、生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けています。

本校においては、この約束を生徒議会等で生徒が議論することで、その意義や有用性を多面的に検討し、さらに家庭の事情や費用面等を含めて総合的に判断して、最終的には校長により定められてきました。例えば、防寒着に関する内容は令和3年度生徒会の取組による成果の一つです。しかし、議論した当時の生徒はその意義を理解し、うまく運用できいても、時間の経過とともに、意義が失われ、不適切な状況を招くこともあるでしょう。その際には、再び、生徒議会で議論し、学校、地域の状況、時代の変化等に合わせて、内容を変更していきましょう。

豊田市立藤岡南中学校

# 1 制服や身なり

## (1) 制服

### ア 男子

- ① 冬服：標準マーク入り学生服で体の大きさにあったもの
- ・カラーの形は従来のものでもラウンドエバーカラーも可とする。
  - ・前ボタンは5つ、袖口ボタンは2つずつつける。
  - ・ベルトは必ず着用する。黒、紺、茶の無地とする。

ワンポイントまでは可とする。

→靴下は白色、黒色、紺色を基調とする華美でないものとする。

ルーズソックスなどの特殊なソックスは不可とする。

- ② 夏服：白の開襟シャツと黒の学生ズボン
- ・ベルトは必ず着用する。黒、紺、茶の無地とする。
  - ・靴下は、冬服のときと同様とする。



### イ 女子

- ① 冬服：紺のセーラー服
- ・襟は紺とする。(黒も可)
  - ・襟のラインは5mm 2本で色は淡桜色とする。(白も可)
  - ・学校指定の桜色のリボンを着用する。
  - ・スカート丈はひざが隠れることを目安とし、基本的に折らない。(長すぎは相談)
  - ・袖ホック、胸ホックは必ずとめる。

ワンポイントまでは可とする。

→靴下は白色、黒色、紺色を基調とする華美でないものとする。

女子制服価格の目安	
冬 セーラー	20,614円程度
スカート	16,732円程度
夏 セーラー	7,624円程度
スカート	11,149円程度
リボン	1,786円程度
約 57,905円	

ルーズソックスなどの特殊なソックスは不可とする。

- ② 夏服：上着は白、スカートは紺のセーラー服
- ・襟は紺とする。(黒も可)
  - ・襟のラインは5mm 2本で色は淡桜色とする。(白も可)
  - ・学校指定の桜色のリボンを着用する。
  - ・スカート丈はひざが隠れることを目安とし、基本的に折らない。(長すぎる場合は相談)
  - ・胸ホックは必ずとめる。
  - ・靴下は冬服のときと同様とする。

### ウ その他

- ・制服の移行期間は設けず、気温や体調に合わせて各自で判断する。  
ただし、学校から指定のあった場合（式典や行事等）は学校の指示に従うものとする。

## (2) 制服の下に着るもの

### ア 冬服時

- ・学生服の下には夏の開襟シャツまたは白のカッターシャツか体操服、セーラー服の下には、白の下着か白のTシャツ（ワンポイントまで可）か体操服を着用する。
- ・寒さに応じてセーター、トレーナー等は着用してよいが、制服から出さない。フード付きパーカーなど、制服から出るものは不可とする。
- ・華美なものや柄ものは着用しない。白・黒・紺・茶・灰等で無地に近いものなら可とする。
- ・ハイネックやアンダーウォーマー等、体操服や制服の外に見えるものは不可とする。

### イ 夏服時

- ・制服の下に白いシャツか半袖シャツを着用する。
- ・体操服も可とする。

## (3) 名札

- ・学校指定のものを胸ポケット部につける。(学年によって線の色が異なる)
- ・名札にシール・キーホルダー等はつけない。
- ・注文は学校で行う。

## 2 靴、上履き、通学バッグ

### (1) 靴

- ・白色、黒色、紺色を基調とし、通学と運動に適したものとする。  
ハイカット、スパイク、華美なものは不可とする。

### (2) 上履き

- ・学校指定のスリッパ



### (3) 体育館シューズ

- ・学校指定の体育館シューズ（ラインカラーは赤）
- ・体育館と柔剣道場で使用する。



### (4) 通学用バッグ

- ・学校指定の通学用バッグ
- 目印にお守りを1つつけてもよいが、キーホルダーやぬいぐるみ等は付けない。
- 取り間違いを防ぐために、お守り程度の大きさの目印を1つつけてもよい。



- ・荷物が通学用バッグに入らない場合は、華美ではないバッグを使用してもよい。
- ・教科書・ノートは学校に置いていい。指定された場所に置く。

### 3 体操服について

#### (1) 体操服

- ・藤岡南中学校指定の体操服とする。
- ・ジャージ上下、半袖シャツ、ハーフパンツを体操服とし、保健体育科の授業で着用する。また、半袖のシャツの下に長袖のインナーを着てもよい。
- ・冬場…学校指定のジャージ上下、学校指定の半袖体操服、学校指定のハーフパンツを着用する。
- ・夏場…学校指定の半袖体操服、学校指定のハーフパンツを着用する。



#### (2) ジャージ

- ・ジャージの下には必ず体操服を着るようにする。

体操服・ジャージ価格の目安			
$= S \sim L$ の場合 =			
・冬 (ジャージ上)	5,940円程度	(ジャージ下)	3,300円程度
・夏 (半袖シャツ)	3,355円程度	(ハーフパンツ)	2,288円程度
<4点合計> 14,883円程度			
$= 3L =$			
・冬 (ジャージ上)	6,820円程度	(ジャージ下)	3,630円程度
・夏 (半袖シャツ)	3,795円程度	(ハーフパンツ)	2,640円程度
<4点合計> 16,885円程度			

### 4 頭髪

#### (1) 男女共通

- ・中学生らしく清潔感のある自然な髪型で、前髪は目にかかるない。
- ・着色、脱色、パーマ（ストレートパーマも含む）、その他特殊な加工はしない。
- ・整髪料は使用しない。

#### (2) 男子

- ・横髪と後髪が耳や襟にかかるない。

#### (3) 女子

- ・髪が肩にかかる場合は耳より下で1つか2つにまとめる。
- ・まとめるものは、目立たない色（黒・紺・茶）のゴムやピンを使用する。

### 5 持ち物について

- ・持ち物には記名をする。
- ・授業等に不要な物は持てこない。（お菓子・携帯電話・化粧品・音楽プレーヤーなど）
- ・制汗スプレーは使用不可とするが、無香料の汗拭きシートのみ使用可とする。
- ・日焼け止めは使用可とする。
- ・くしやリップクリーム、ハンドクリームは使用可とする。リップクリームは、無色のものとする。洗面所で使う。

- ・カッターやナイフなど、刃物は学校に持ち込まない。

## 6 防寒具・防寒着について

### (1) 登下校時の防寒具

- ・手袋、マフラー（ネックウォーマー）の使用を認める。
- ・防寒具はロッカーに収まる大きさのものとする。

### (2) タイツ・レギンス

- ・色は黒色のみ。ラインや柄などが入っていないもの。目安は80デニール以上。
- ・制服や長ジャージの下に履くことは可とする。
- ・柔道の授業など、指示があった場合には脱ぐものとする。
- ・タイツのときは靴下を履く必要はない。タイツが滑りやすいと感じる人は、靴下をはいてもよい。レギンスの場合は靴下を着用する。

### (3) ブランケットの使用

- ・色や柄などは特に指定はないが、落ち着いて授業に集中できるものは使用を認める。
- ・教室を離れる際は、ロッカーの中か椅子の座面にきれいに畳んでしまう。
- ・授業や集会等での使用を認めるが、(不正行為防止のため)テストの時は使用不可とする。

### (4) その他

- ・カイロの使用を認める。学校で捨てない。
- ・寒さを感じる場合、男子は制服の下にジャージを、女子は制服の上からジャージを着て授業を受けることを認める。

## 7 登校の時間と遅刻の対応

- ・7：30前には、基本的に登校しない。
- ・欠席・遅刻の場合は、8：00までにきずなネットで保護者が学校へ連絡する。  
連絡が8：00以降になる場合は保護者が電話で学校へ連絡する。
- ・8：10までに着席する。
- ・遅刻した場合は自分で門を開閉し、職員室に報告をして教室に行く。
- ・8：15～15：30は、正門、自転車置き場横の門は閉める。

## 8 自転車通学

### (1) 自転車通学ができる生徒

- ・自転車通学が許可される地域の生徒で、自転車通学を申し出た生徒とする。
- ・「自転車通学許可願」を提出し、認定ステッカーを自転車に貼る。

### (2) 自転車通学が許可される地域

- ・市の基本的な基準（中学校を中心に半径2kmを超える区域について自転車通学を許可）に準じる。

【深見町、田茂平町、西中山町広クテ、西中山町荒子1番地・62番地の生徒】

### （3）自転車通学の服装

- ・男子…制服かジャージかハーフパンツ、防寒具
- ・女子…ジャージかハーフパンツ、防寒具

### （4）使用する自転車について

- ・自転車のスタンドが、両足スタンドのものを使用する。

### （5）自転車通学者の規則について

- ・荷物が重たい場合は、自転車の荷台にくくりつける。その他の荷物は前かごを利用する。
- ・ヘルメットのあごひもは、きちんとしめること。ヘルメットについては学校指定のものはない。
- ・学校の敷地内は、自転車から降りて、引いていく。
- ・道路を横断するときは、自転車から降りて引いて渡る。
- ・雨天時はカッパを着用し、傘をさして乗車はしない。
- ・左側通行を原則とする。
- ・スピードを出しすぎない。
- ・信号のない交差点は一旦停止し、飛び出しあしない。
- ・二人乗り・並列走行・ノーヘル走行等の危険走行はしない。
- ・集団下校している小学生を追い越す時にはベルを鳴らし、必ず自転車から降りる。
- ・規則を守らない者は、校長の指示により自転車通学の許可を取り消す。

## 9 バス通学について

- ・バス利用者は、田茂平町、深見町（向イ洞、御内平、洞田）の生徒
- ・バス停では、騒いだり、広がったりするなど他の人に迷惑になる行為をしない。
- ・下校時にバスの時刻まで時間がある場合は、保健室等で自習をして待つ。

## 10 送迎について

- ・必要があって送迎してもらう場合は、正門横の駐車場で乗り降りする。
- ・体育館前や自転車置き場横の門では車を待たない。